

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から46年10月まで  
② 昭和47年9月から51年9月まで

昭和42年12月に勤め先を退職し、母親が国民年金の加入手続をしてくれた際に、将来の年金額が少しでも多くなるように付加保険料の申し込みをしてくれた。結婚後も義母が引き続き付加保険料を納付してくれた。申立期間について、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁及び市町村役場の記録では、申立人が付加年金に任意加入したのは昭和51年10月からであり、申立人の夫においても51年10月に付加年金に任意加入している。しかし、申立人の所持する国民年金手帳の昭和50年度の国民年金印紙検認記録欄には、国民年金保険料の納付方法が納付書による納付方法に変わった表示と、「50年4月から51年3月まで納付済」、「附加含む」のゴム印が押印されていることから、50年4月以降は付加保険料も納付されたことが推認される上、申立人は、42年12月に国民年金に加入した以降、国民年金保険料に未納期間はない。

2 一方、申立人は、申立期間①について、その母親が国民年金の加入と併せて付加保険料の申し込みをし、付加保険料を納付していたと主張しているところ、付加保険料（所得比例保険料）制度が始まったのは、昭和45年10月からであることから、申立期間①の42年12月から45年9月までは制度発足前なので付加保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②のうち昭和50年3月以前について、国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式であったところ、申立人の所持する国民年金手帳の各年度の国民年金印紙検認記録欄には、検認印は押印され

ているものの、付加年金に加入して付加保険料の納付を開始したような記載は無く、ほかに付加保険料の納付をうかがわせるような周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 31 日から 38 年 7 月 21 日まで  
(A社)  
② 昭和 39 年 7 月 27 日から 41 年 8 月 6 日まで  
(B社)

年金相談の際、厚生年金保険被保険者期間の一部である申立期間の加入記録は脱退手当金支給済みとされており年金として支給されていないことを知った。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日である昭和 41 年 8 月 6 日の前後約 2 年以内に資格喪失した女性被保険者 20 名を調査したところ、脱退手当金を受給した者は、申立人を除き 1 名である上、当時の事業主及び社会保険事務担当者から、脱退手当金を代理で請求していなかった旨の証言が得られたことを踏まえると、申立人の脱退手当金について事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として記録されていることは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は、旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和

41 年 5 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月、40年9月から41年6月までの期間、41年9月、43年10月から同年12月までの期間、44年3月から同年6月までの期間、47年9月から48年4月までの期間及び50年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

- ① 昭和39年12月
- ② 昭和40年9月から41年6月まで
- ③ 昭和41年9月
- ④ 昭和43年10月から同年12月まで
- ⑤ 昭和44年3月から同年6月まで
- ⑥ 昭和47年9月から48年4月まで
- ⑦ 昭和50年1月から51年3月まで

母親が、未納となっていた国民年金保険料と国民健康保険税を納付するために私に相談してきたので、勤務先から30万円を借り、24万円を母親に渡した。私は不在だったが母親が自宅に来た市役所職員に国民年金保険料を納付したと思う。領収書を見た記憶がある。申立期間①から⑥について未加入、申立期間⑦の保険料について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿では未納及び未加入とされ、特例納付されたことをうかがわせる記載も無く、特例納付制度を利用して保険料を一括して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接納付に関与しておらず、その母親

もすでに亡くなっていることから、納付期間及び納付時期等、具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、国民年金保険料と国民健康保険税を納付するために、その母親に 24 万円を渡したと申述しているが、その後の納付状況が不明であることから、ほかの税金等として納付された可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年1月までの期間のうち2か月又は3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から39年1月までの期間のうち2か月又は3か月

申立期間当時、アパートに一人住まいをされており、地区役員が集金に来て、1か月100円の保険料を2、3回支払い領収書もらった。その後は集金に来なくなった。自分の他にも2、3人くらい集金人に納付していた人がいたと思う。大家さんも集金に来ていたことは知っている。申立期間が未加入であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立人は、昭和37年8月から39年1月までの期間のうち、2か月又は3か月の国民年金保険料を納付したと申し立てているため、納付した期間を特定することも困難である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年3月まで

妻が妻自身と私の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間について、妻の保険料が納付済みなのに、世帯主である私が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。しかし、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人の手帳記号番号は昭和48年6月に払い出されており、その時点で厚生年金保険の資格を喪失した44年2月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認され、その手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立人は、その妻と一緒に国民年金の加入手続をしたと申述しているが、その妻の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月に払い出されており、申立人と一緒に加入手続したとは考え難い上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 3 月まで

結婚する前は、父親が私の国民年金保険料を納付してくれた。時期ははっきり憶えていないが、結婚後に父親から国民年金手帳を渡され「これからは自分で納付しなさい」と言われ、以後は私が A 出張所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親から国民年金手帳を渡された以降、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 45 年 3 月に B 市に住所移転していることから、通常、37 年 3 月に払い出された国民年金手帳の住所変更手続きを行い、同手帳で保険料納付すべきところ、申立人は、申立期間直後の 45 年 4 月から、新たに国民年金に任意加入の手続きをし、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けて保険料を納付をしている。このことを踏まえると、申立期間から引き続いて保険料を納付していたとは考え難い上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月 16 日まで  
A社に昭和 30 年 4 月から勤務したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、31 年 3 月 16 日からは確認できるものの、上記期間については無い旨の回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「中学校を卒業後、すぐにA社に勤務した」と申述しているが、申立人が在籍していた中学校に照会したところ、卒業生名簿により申立人は同校を昭和 31 年 3 月に卒業したことが確認できる旨の回答を得たことから、申立人は、社会保険事務所の記録どおりにA社に就職したことが確認できる。

また、昭和 22 年 4 月 1 日の学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）の施行により、6・3 制の学校制度が発足し、同法第 16 条、第 17 条及び同法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 79 条において、満 6 歳の誕生日以後の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の 3 月 31 日まで 9 年間は義務教育の期間であり、保護者は、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、中学校に就学させる義務を負うことから、申立期間にこの日を迎えることができない申立人が、中学校を卒業することは不可能であり、申立人と一緒に入社したとされる同僚も厚生年金保険の被保険者となったのは申立人と同日であることから、申立期間において申立人のみが厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 12 月 30 日から 41 年 5 月 26 日まで  
A社に昭和 39 年 5 月から 41 年 5 月まで勤務していたが、一部期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。継続して働いていたので、この前後の期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、現在は紛失してしまったが、以前持っていた厚生年金保険被保険者証の生年月日が相違していたので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人の申述内容及び複数の同僚の証言から推認されるものの、当該事業所は既に閉鎖しており、申立期間当時の関連資料は保管されていない上、前述の同僚を含めた複数の者から得られた証言は異口同音に「作業場が複数あり、従業員の数も多く、入れ替わりが激しかったため、申立人の勤めていた期間は不明」であり、申立人の勤務期間に関する明確な証言を得られないことから、その勤務期間については、特定することができない。

また、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票、及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間①及び申立期間②の間である申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立人の本来とは異なる生年月日で管理されていたが、この生年月日及び本来の生年月日のいずれによっても、各申立期間に別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出された形跡はうかがえず、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から36年3月1日まで  
前に勤めていた事業所を辞めて間もなくの昭和33年6月ごろから、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は36年3月からとなっており、33年6月から36年2月までの厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に働いていた4名の同僚には、この期間の加入記録があるのに、自分に無いのはおかしい。この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者資格取得日より前である昭和33年6月から同社に勤務していたと主張しているが、複数の同僚は「申立人は、申立期間には入社していないと思う」旨の証言をしており、同社において申立期間以前から35年11月の自身の退職時まで社会保険関係事務を担当していた者は、申立人を全く知らないと言明している上、その後担当者となった者からは「前任者の退職と同時に、私が社会保険事務担当になり、その後4、5か月して申立人は入社した」と申立人の厚生年金保険の被保険者記録と整合する証言を得られたことから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことを推認することはできない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証によると、申立人の同事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和36年3月1日と確認できるが、同日より前に申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

さらに、当該事業所の調査を行ったものの、当時の事業主は死亡しており関連資料が得られないほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
昭和 36 年 2 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで A 社に勤務していた。社会保険事務所で確認したところ、36 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、厚生年金保険の記録が無い旨の回答があった。この期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 36 年 9 月 1 日より前から勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日等の記録には訂正の形跡が無いため、社会保険事務所の事務処理誤りをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当時の当該事業所の事業主は死亡しており詳細は不明であるが、前述の被保険者名簿には資格取得日が申立人と同日の者がほかに 2 名確認でき、そのうち 1 名は申立人の申述によると申立人が同事業所に入社した時点では既に勤務していたことがうかがえ、その者の被保険者資格取得日と勤務開始日が相違していることが推認できることから、同事業所の事業主が、従業員の入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格取得の手続きを行っていた事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。